

米国における高病原性鳥インフルエンザ発生時の州単位での地域主義の適用に係るリスク評価報告書（案）の概要

平成 23 年 7 月
農林水産省消費・安全局
動物衛生課

【経緯】

- 我が国の米国からの家きん及び家きん肉等の輸入に係る現行の家畜衛生条件では、米国内で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生した場合には、疾病が終息し、清浄性が確認されるまでの間、米国全域からの輸入を一時停止する措置をとっている。
- 2003 年、我が国は、米国から、HPAI が発生した際の州単位での地域主義の適用についての要請を受け、農林水産省リスク評価チームにおいて、当該措置に関するリスク評価の手続を進めることとした。
(注) OIE コードでは、疾病の清浄国において限られた範囲で疾病が発生した場合には、貿易を目的として、疾病の拡大を防ぐための措置を講じた上で地域主義を適用することが可能であるとされている。
- リスク評価報告書案の作成に当たっては、米国農務省(USDA)動植物検疫局（APHIS）から資料提供を受けるとともに、2010 年 4 月には現地調査を実施した。

【評価のポイント】

1 獣医当局及び法制度

(1) 獣医当局

- ① 米国農務省は、本部に防疫業務の調整・発動を行う機能及び診断機能を、州レベルに獣医官を配置した事務所を設置、また、現場レベルの防疫措置の実施のために一般獣医師を資格認定獣医師に認定し防疫業務に活用。
- ② 州政府は、州首席獣医官を長とする組織を設置。

(2) 法制度

- ① 家畜衛生保護法（AHPA）及び連邦規則集第 9 章（9CFR）により、重要家畜疾病発生時の届出義務、病性鑑定、殺処分、手当金等が法制度化。
- ② 国家 HPAI 対応計画により、まん延防止措置実施時の州政府、関連省庁との連携下での円滑な防疫措置の実施のための要領を制定。

→ 以上より、米国においては、HPAI の発生予防、まん延防止、撲滅に係る必要な組織及び関係法令が整備されていると考えられる。

2 一般状況

(1) 商業用家きん農場

- ① 大部分は垂直統合化された企業システムの中に組み込まれており、各企業のバイオ

セキュリティ方針に基づく厳格な衛生管理、ロット管理及び記録の保持等を実施。

- ② 各農場が自ら厳しいバイオセキュリティ対策を導入しているとともに、全米家きん改良計画（NPIP）の一環として定期的に州の検査官が立入検査を行っており、一定のバイオセキュリティレベルを維持。

（2）庭先養鶏

- ① バイオセキュリティレベルの維持、個体識別、動物の移動の管理、疾病の早期摘発等が企業養鶏と比較して低い水準にあると考えられることから、庭先養鶏農家が商業用農場への感染源となり得るリスクとしての認識も必要。
- ② 庭先養鶏に対しては、NPIPの一環として、飼養者へのバイオセキュリティに関する教育プログラムを実施。

（3）生鳥市場（LBM）

様々な農場から搬入された生きた家きんが一定期間、限られた空間で管理されており、万が一疾病が侵入した場合には、短期間でまん延、拡大するリスクを有するが、

- ① 生鳥市場を対象としたサーベイランスプログラムが実施されていること
- ② HPAI 発生時の対応計画を有すること
- ③ 生鳥市場に搬入される鳥は生きた状態で市場を出ることがないこと
- ④ 鳥の搬入記録等の保管義務が課されていること
- ⑤ 定期的にオールアウトと洗浄消毒が義務付けられていること

等から、生鳥市場内におけるリスク管理は十分に実施されていると考えられる。

なお、米国は、LBMにおける LPAI 発生についても OIE や日本に対して通報を実施。

3 国境検疫措置

- （1）輸入解禁の判断は全てリスク評価に基づいて行われ、適切な輸入条件を課していることから、正規の輸入に係る HPAI の米国への侵入リスクは非常に低いと考えられる。

- （2）陸路経由の家きん及び畜産物の輸入に関しても、商業用家きんの移動はコントロールポイントで適切に管理されている。輸出については APHIS 獣医局及び獣医公衆衛生部門による証明書が必要。

→ 米国内への鶏の違法な持ち込み等の一定の HPAI 侵入リスクは残るが、日本への侵入リスクという観点からは、全般的に適切な輸出入管理が行われていると考えられる。

4 国内防疫措置

（1）サーベイランス

- ① HPAI については、コントロールプログラムの中で、主に臨床サーベイランスを実施しており、年間 30～50 件の臨床症状による通報に基づく検査を実施。LPAI については、NPIP サーベイランスプログラムを中心にほぼ全ての商業用家きん群に対し、

アクティブサーベイランスとして定期的な抗体検査を実施。

- ② 生鳥市場及び生鳥市場への供給農場、一部の庭先養鶏群も血清学的サーベイランスの対象とされ充実したサーベイランス体制を確立。また、H5N1 亜型 HPAI の早期発見を目的として、野鳥を対象としたサーベイランスも実施。

→ これらのサーベイランスにより LPAI が散発的に摘発されており（2011 年 3 月以降 5 件）、その有効性が実証されている。現時点では米国内の家きん及び野鳥から HPAI は摘発されていない。

なお、庭先養鶏群は野鳥との接触機会があり、米国の野鳥群に HPAI が侵入した場合には高い感染リスクに暴露されることから、野鳥サーベイランスの結果に留意する必要がある。

(2) 診断

- ① スクリーニングにリアルタイム RT-PCR(rRT-PCR)を使用。マトリックス遺伝子をターゲットとした rRT-PCR が陽性となった場合は、H5 及び H7 を検出する rRT-PCR で陰性となっても、ウイルス分離を行い感染の可能性を否定。ウイルス分離、及び各亜型に対する抗血清を使用した HI、NI 試験による型別は我が国と同様。
- ② 病原性試験も OIE の方法に準じており我が国と同様。全米家畜衛生研究所ネットワーク (NAHLN) に属する検査施設は、疾病発生時の検査を行う施設として全米各地に存在しており、診断能力維持のためのトレーニングや、能力試験を実施するなど、疾病発生時に適切な迅速診断を実施する体制が整備されていると考えられる。

(3) 過去の発生時の対応

1983 年以降臨床症状を示す AI の発生はなく、サーベイランスによって LPAI を摘発。近年の LPAI の防疫状況をみると、州によって若干の対応は異なるものの、感染の拡大は確認されておらず、感染拡大前の封じ込めに成功している。よって、HPAI 発生時にも同様に早期摘発と封じ込めが可能と考えられる。

5 HPAI 発生時の対応

(1) 移動制限

- ① 発生が疑われる場合、直ちに当該農場における人、動物、車両等の移動制限を行い、全ての疫学関連農場は隔離下に置かれる。
- ② 移動制限のあるコントロールエリアは、動植物検疫局 (APHIS) と州政府との協議により設定。基本的に発生農場を中心とした半径 3 km の区域を感染地域、半径 10 km の区域をバッファゾーンとし、これらを併せてコントロールエリアとする。コントロールエリアの外側には半径 10 km のサーベイランスゾーンを設置。
- ③ 感染地域内の移動は原則禁止されるが、バッファゾーン内での移動や、感染地域からバッファゾーン内のと畜場への移動等は、一定期間 HPAI の症状が見られないことや、PCR 検査により陰性が確認されること等を条件に許可される。

→ これらの移動制限が確実に守られれば、周辺州に感染が拡大する可能性は低いと考えられる。

(2) 疾病の摘発及び清浄性確認

商業用家きん農場については、感染地域内及びバッファゾーン内の全ての農場がサーベイランス対象となっており、確実に発生農場を摘発できる仕組みとなっている。庭先養鶏群については、臨床症状があった場合にのみ採材。

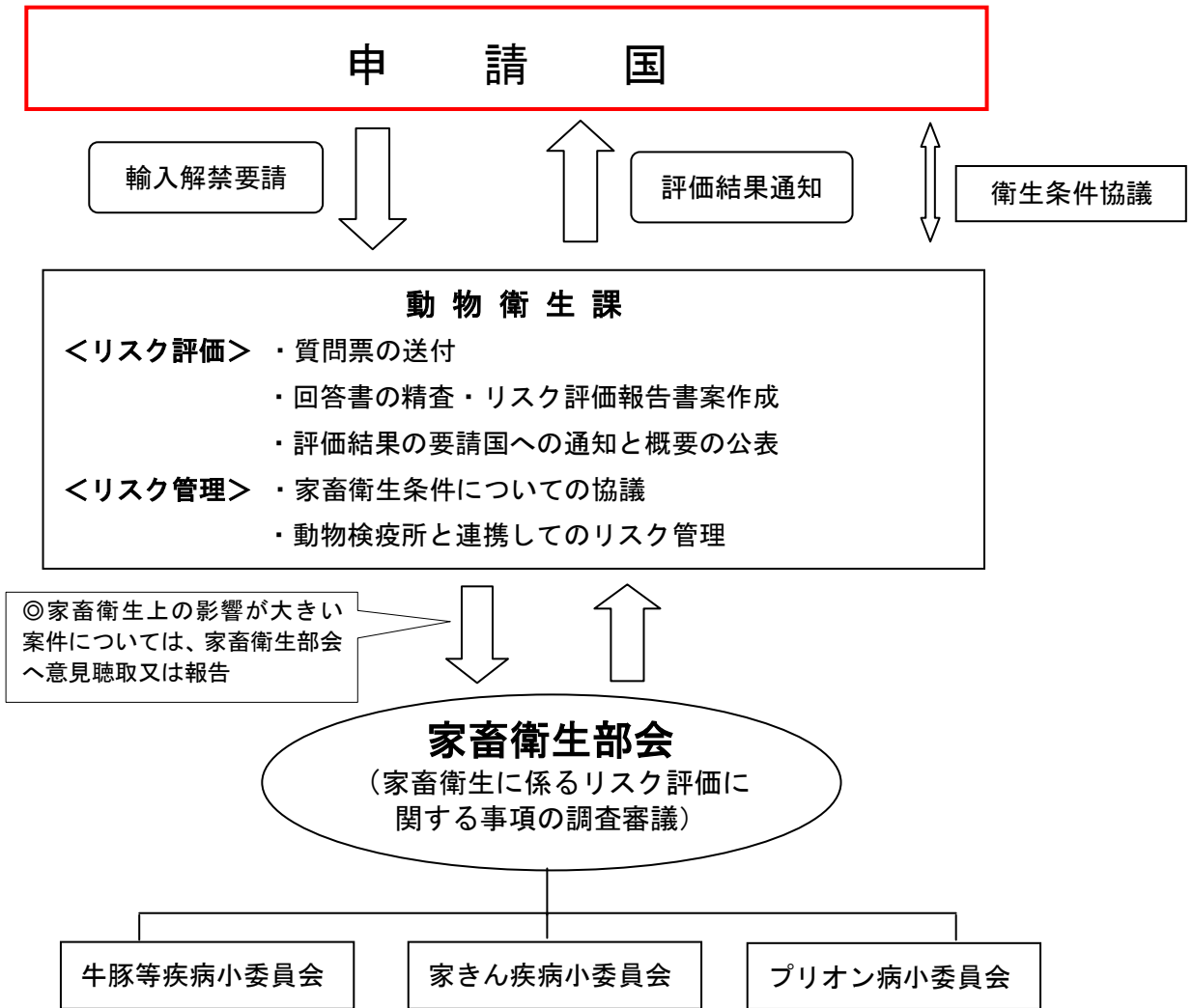
【結論】

地域主義の適用に当たっては、発生時に疫学関連農場における発生状況が迅速に把握され、発生が州内に限局していることを確認することが重要。

発生農場が州境付近に所在しているなど、サーベイランスゾーンが複数州にまたがる場合には、サーベイランス結果が出るまでは、それら全ての州からの輸入を停止する等の措置を確保した上で、それ以外の州からは輸入を継続するという州単位での地域主義を適用しても、日本に HPAI が侵入するリスクは非常に低いと考えられる。

以上

➤ 指定検疫物の輸入に関するリスク評価及びリスク管理の検討体制



➤ リスク評価のプロトコール

プロトコール1	当該要請により家畜衛生上の新たな考え方の受入れを必要とする場合その他家畜衛生上の影響が大きい場合	(1) 外部専門家を含むリスク評価チームの編成 (2) 質問票の送付 (3) 現地調査の実施 (4) リスク評価報告書の作成 (5) <u>家畜衛生部会への諮問</u> (6) リスク評価結果概要の作成及び公表
プロトコール2	既存の制度の適用が可能な要請その他家畜衛生上の影響が中程度の場合	(1) リスク評価チームの編成 (2) 質問票の作成 (3) 現地調査の実施 (リスク評価チームのチーム長が必要と認める場合に限る。) (4) リスク評価報告書の作成 (5) <u>家畜衛生部会への報告</u> (6) リスク評価結果概要の作成及び公表
プロトコール3	既に締結されている家畜衛生条件に当該家畜衛生条件の対象としている疾病について共通感受性を有する家畜を追加する場合その他家畜衛生上の影響が軽微な場合	(1) リスク評価チームの編成 (2) 質問票の作成 (3) リスク評価結果概要の作成及び公表